

# 自動車総連・積立年金について

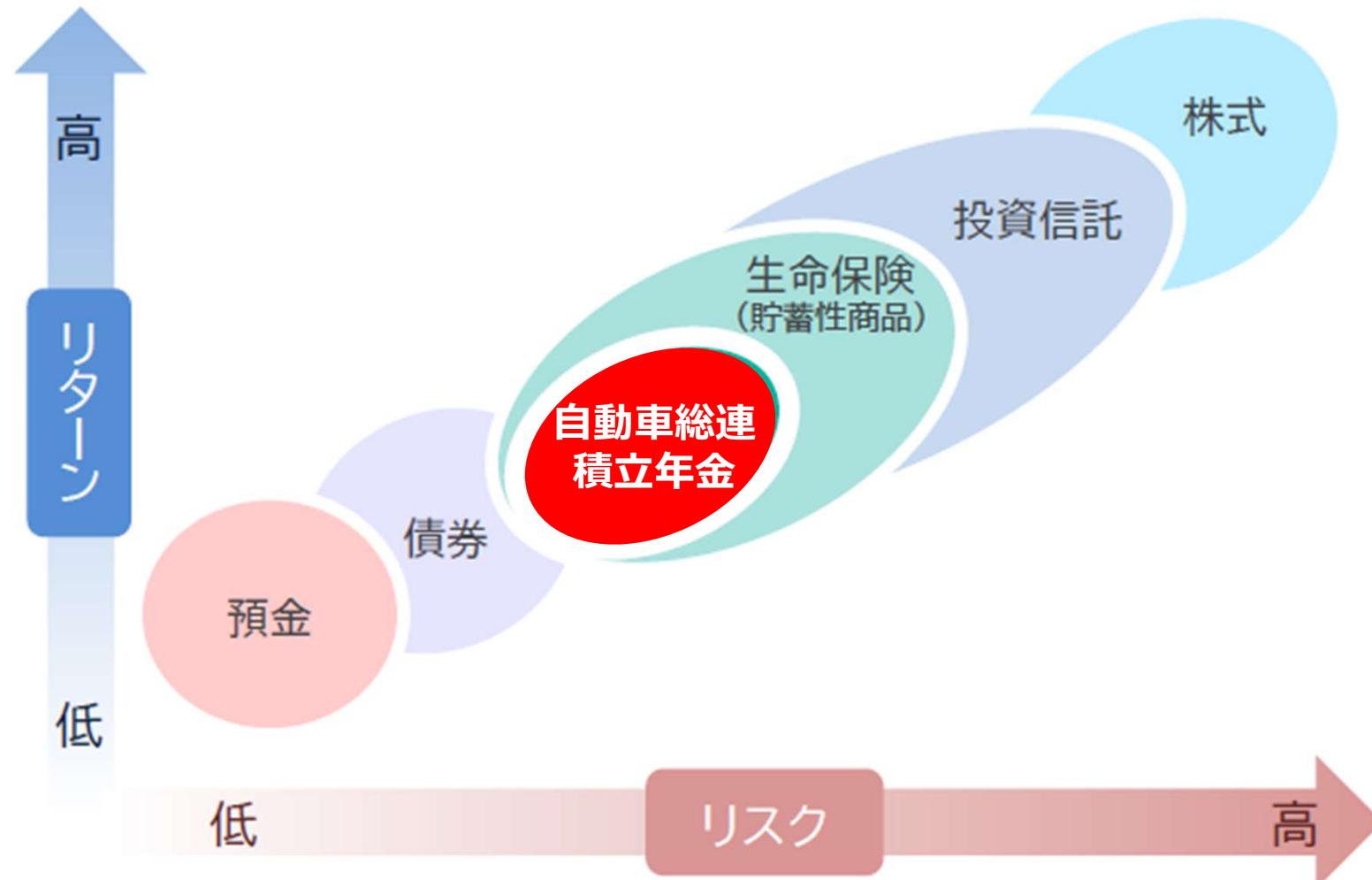
(拠出型企業年金保険 (02) )

制度発足日 1986年8月1日

全日本自動車産業労働組合総連合会  
(引受幹事会社: 明治安田生命保険相互会社)

# 1 自動車総連・積立年金の位置づけ

NISAやiDeCoが拡大するなかで、投資志向にあわせて商品を組み合わせ、最適な資産ポートフォリオを構築することが重要です。リスク・リターンに対する考え方は人それぞれですが、「自動車総連・積立年金」はリスクを抑制しつつ、長期にわたって確実なリターンが期待できる制度です。

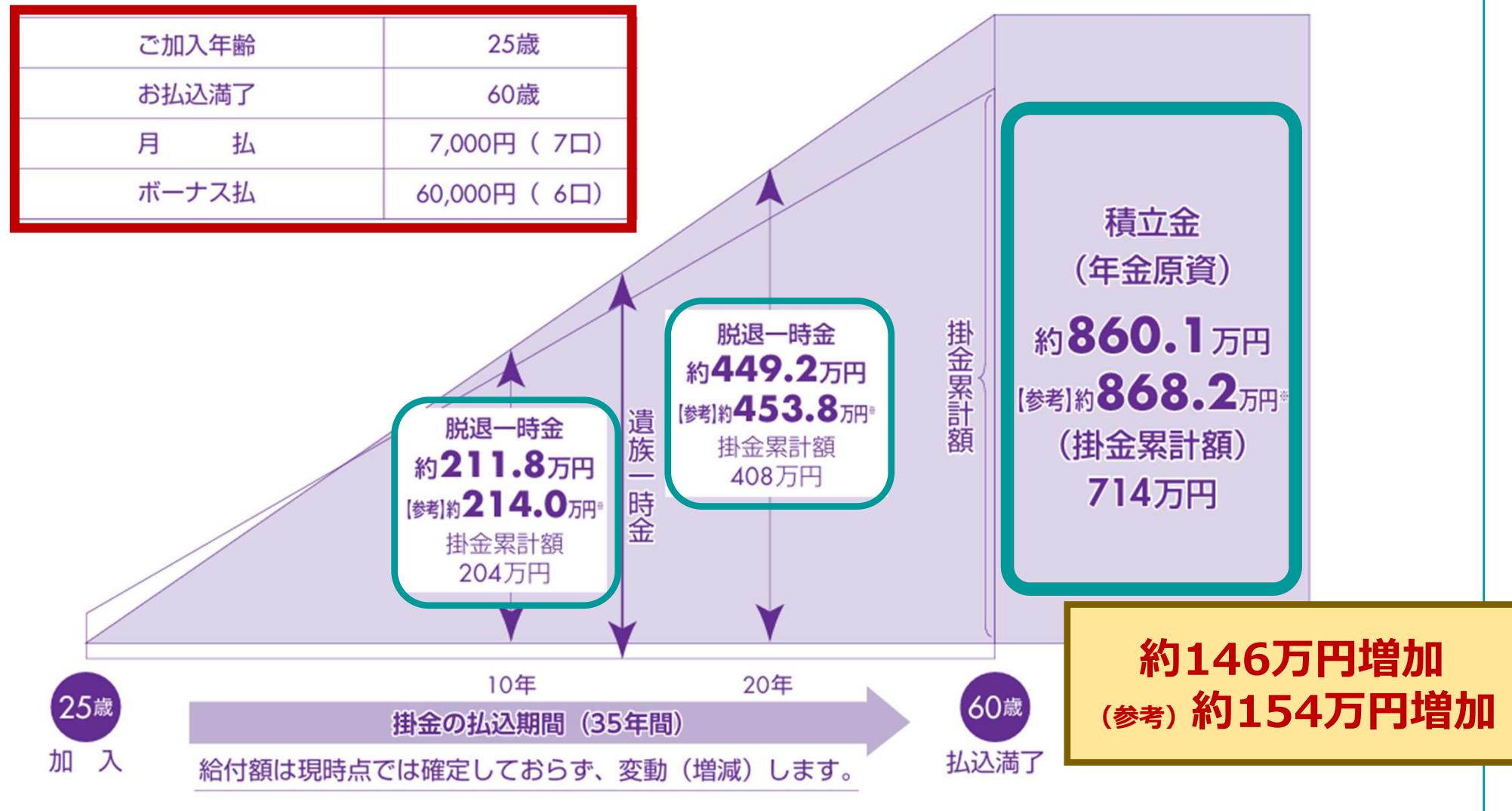


※これは一般的なイメージ図であり、すべての金融商品があてはまるわけではありません

## 2 自動車総連・積立年金の制度概要

【パンフレットP3参照】

### 積立のイメージ



# 【参考】保険事務費見直し後（2026年4月1日以降）の給付額試算表

【パンフレットP6参照】

## 給付額試算表 月払に10口（1万円）加入の場合

（単位：円）

加入（経過）年数	払込掛金合計額	積立金額 (脱退一時金額) ※パンフレットP6抜粋	増減額	受取率 (参考)
1年	120,000	119,300	▲ 700	99.42%
2年	240,000	239,900	▲ 100	99.96%
3年	360,000	361,900	1,900	100.53%
4年	480,000	485,400	5,400	101.13%
5年	600,000	610,200	10,200	101.70%
6年	720,000	736,400	16,400	102.28%
7年	840,000	864,100	24,100	102.87%
8年	960,000	993,300	33,300	103.47%
9年	1,080,000	1,123,900	43,900	104.06%
10年	1,200,000	1,256,000	56,000	104.67%
15年	1,800,000	1,939,500	139,500	107.75%
20年	2,400,000	2,662,700	262,700	110.95%
25年	3,000,000	3,428,200	428,200	114.27%
30年	3,600,000	4,238,200	638,200	117.73%
35年	4,200,000	5,095,500	895,500	121.32%
40年	4,800,000	6,002,700	1,202,700	125.06%

※受取率とは脱退一時金額（積立金額）を払込掛金合計額で除したものであり、  
将来の受取率を保証するものではありません

重要なのは時間

# 留意事項

## 【給付内容についてのご注意】（2026年3月31日以前） 給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 年間保険料55億円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率（2025年10月1日現在）を引受割合（2025年10月1日現在）に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の予定利率（2025年10月1日現在年1.25%）を使用しています。なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

## 【給付内容についてのご注意】保険事務費見直し後（2026年4月1日以降） 給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 年間保険料55億円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、2026年4月1日時点での明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の見込値を、2025年10月1日現在の引受割合に基づき、加重平均した率で計算しています。なお、明治安田生命保険相互会社以外は、パンフレット作成時点（2025年10月1日現在）で事務幹事会社が管理している基礎率に基づき計算しています。

※計算に使用した率は、予定利率：年1.25%、保険料比例保険事務率：0.25%、積立金比例保険事務費率：0.11%となります。

- (4) 年金の給付額は、2025年10月1日現在の明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の予定利率（年1.25%）を使用しています。また、年金開始後は、保険事務費として年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します。

なお、基礎率については、将来変更される場合があります。

記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入期間が短いと払込保険料の合計を下回る場合があります。

### 3 自動車総連・積立年金のワンポイント

【パンフレットP2参照】

月払10口（10,000円）を  
40年間継続して積立てた  
**B** さんの場合



● 払込掛金累計額	<b>4,800,000 円</b>
● 積立金給付額 (脱退一時金金額)	<b>約 5,948,200 円</b>
【参考】積立金給付額 (脱退一時金金額)	<b>約 6,002,700 円*</b>

月払40口（40,000円）を  
10年間継続して積立てた  
**C** さんの場合



● 払込掛金累計額	<b>4,800,000 円</b>
● 積立金給付額 (脱退一時金金額)	<b>約 4,973,200 円</b>
【参考】積立金給付額 (脱退一時金金額)	<b>約 5,024,000 円*</b>

同じ払込掛金累計額でも、  
**40年間継続したBさんの方が、**  
**約97万円積立金給付額が大きくなります。**

コツコツと  
積立てることを  
お勧めします！

**だから若いうちから備えましょう！**

※【参考】は保険事務費見直し後の2026年4月以降に、Bさんは40年間、Cさんは10年間積み立てた場合の試算値です。  
なお、引受保険会社の基礎率が変動しないことを前提としています。

# 4 掛金について

	月払 (1口以上最高100口)	ボーナス払 (1口以上最高100口)	一時払 (1口以上最高200口)
1口当たりの掛金	1,000円	10,000円	100,000円
制度運営費	7円	20円	0円
保険料	993円	9,980円	100,000円

※掛金の仕組み

①制度運営費

自動車総連で制度を運営するための事務費です。月払掛金×0.7%、ボーナス払掛金×0.2%です。

②保険会社の事務費

制度を管理、運営するための保険会社の事務費です。

この事務費は、掛金のお払込の都度、掛金に対して約1.3%をいただきます。また、前年決算からの平均残高に対して約0.1%の事務費を別途いただきます。この事務費は2025年10月1日現在のもので、今後変動する場合があります。

③遺族特約保険料

この制度の加入者が死亡脱退のときに保険料(月払1口=993円、ボーナス払1口=9,980円)を上乗せして支払うための保険料です。この遺族特約保険料は、毎年の決算時の人員構成等によって決定されるため、毎年変動する可能性があります。

④積立金(運用原資)

この金額(掛金-制度運営費-保険会社の事務費-遺族特約保険料)=積立金(運用原資)を「予定利率」で運用してお支払いします。

## 5 自動車総連・積立年金の2つのコースの特長

	一般積立コース	個人年金コース
①加入年齢	満70歳以下 (ただし、満75歳まで積立を継続できます。)	満50歳未満 (積立満了(60歳)まで10年以上ある方。ただし、満75歳まで積立を継続できます。)
②全部中止 (保険料払込の中止)	3年を限度に取扱う	取扱いなし
③積立金の払出し	可。積立金の減口(一部または全部の払出し)をすることができる(契約は継続)	不可。脱退して一時金を受取ることはできる(契約は終了)
④年金の取扱い	積立金を年金で受取る際、年金月額が1万円未満、および年金年額が3,000万円以上となる年金の取扱いはできない(夫婦連生年金(配偶者特則付年金)および5年倍額給付年金は初年度年金月額が2万円未満の場合は、年金の取扱いはできない)	年金月額に関わらず取扱う
⑤保険料の税法上の取扱い	一般生命保険料控除の対象	個人年金保険料控除の対象
⑥積立金受取時の税法上の取扱い	脱退一時金は、一時所得として課税対象 年金は雑所得として課税対象	
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。		

# 6 自動車総連・積立年金の掛金拠出時の税制について

## 生命保険料控除額の計算方法

旧制度(2011年12月31日以前に締結した保険契約等)の控除額

### 旧制度

一般生命保険料と個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算します。

所得税	
年間払込保険料額	控除額
25,000円以下	払込保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

「一般」「個人年金」あわせて10万円が限度

住民税	
年間払込保険料額	控除額
15,000円以下	払込保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	払込保険料等×1/2+ 7,500円
40,000円超 70,000円以下	払込保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

「一般」「個人年金」あわせて7万円が限度

- 契約区分に応じて、それぞれ「一般」「個人年金」の保険料控除が適用されます。
- 旧制度には「介護医療保険料控除」が適用されるものはありません。
- 2026年1月現在の制度に基づくものであり、将来変更される可能性があります。
- 制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

## 7 申し込みスケジュール（申込締切日）

### 新規加入申込 (現在未加入の方)

専用申込書に必要事項をご記入のうえ組合役員にご提出ください。

### 申込締切時期

2026年8月1日付加入

**2026年 5月11日**

2027年2月1日付加入

**2026年10月30日**

### 口数変更および他の積立コース加入申込 (現在加入している方)

「掛金（口数）変更申込書」に必要事項をご記入のうえ

「掛金（口数）変更申込書」に記載の提出先にご送付ください

### 申込締切時期

2026年8月1日付加入

**2026年 5月18日**

2027年2月1日付加入

**2026年11月 6日**

**※上記は幹事保険会社の締切日です。所属労連・組合ごとで  
締切日が異なる場合がありますので所属組合にご確認ください。**

## 8 加入手続き等に関するお問い合わせ先

自動車総連 企画総務局 TEL03-5447-5811（代）

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 自動車総連担当  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

**0120-827-050**

(受付時間 9:00～17:00 除く土日、祝日、年末年始)

※制度内容等詳細はパンフレットをご覧ください。

MY-A-26-他-001645